

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成31年4月26日 午前9時30分
場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第 8号 三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解除通知について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解除通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 7号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 17名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 野 崎 文 夫 委員 | 2番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 3番 小 川 弘 樹 委員 | 4番 渡 邊 勝 夫 委員 |
| 5番 田 邊 敦 子 委員 | 6番 三 師 満 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 小 林 茂 宏 委員 |
| 10番 原 田 勝 委員 | 11番 渡 邊 一 英 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 佐 藤 秀 樹 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 藤 田 吉 則 委員 |
| 17番 熊 倉 睦 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | |

農業委員欠席委員 2名

- | | |
|---------------|----------------|
| 9番 坂 井 浩 行 委員 | 12番 廣 川 哲 也 委員 |
|---------------|----------------|

推進委員出席委員 18名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利弥 委員	内山 清 委員
内山 敏雄 委員	大桃 伸之 委員
刈屋 一夫 委員	蒲澤 利嗣 委員
蒲澤 正 委員	北澤 正之 委員
栗原 一郎 委員	捧 幸伸 委員
長谷川 浄二 委員	原田 孝一 委員
松岡 博一 委員	吉田 精一 委員
吉田 昇 委員	渡邊 正 委員

推進委員欠席委員 0名

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係 係長	早川 実
経営基盤係 主事	赤塚 由依
臨時 職員	渡辺 真耶

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは時間になりましたので定例総会を開会いたします。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席17名、欠席2名で会議は成立いたします。

これより会議に入ります。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。4番渡邊勝夫委員、16番、藤田吉則委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農地用利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局（清水事務局長）

議第1号説明の前に大変申し訳ございませんが、議案の訂正のお願いと、お詫びを申し上げます。

お手元に配布をさせていただきました、議第6号、正誤表を合わせてご覧いただきたいと思っております。

議案22ページ議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』の7番であります。譲渡人・貸付人の欄が単独名義で記載されておりましたが、正しくは1筆が〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、それぞれ持分2分の1と、もう1筆が、〇

〇〇〇さんでありますので正誤表のとおり訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

それでは改めまして、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明いたします。

最初に所有権移転にかかる案件につきましてご説明をいたします。1ページをご覧ください。

今月の申請は4件で、合計8, 272㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催をされました、農地銀行運営委員会であつせん委員よりご報告をいただいた案件であります。

1番は檜山地内の農地3筆3, 640㎡をあつせんによる売買により取得したいものであります。価格は10a当たり〇〇〇万円であります。

2番は檜山地内の農地1筆531㎡あつせんによる売買により取得したいものであります。価格は10a当たり〇〇〇万円であります。

3番及び4番は、代官島地内の農地3筆2, 039㎡と、荻島地内の農地2筆2, 062㎡をあつせんにより譲り受け人、譲り渡し人が双方の交換により取得するものであります。

2ページをお願いいたします。

続きまして、利用権設定にかかる案件につきましてご説明をいたします。

15ページをご覧ください。

今月の申請は、新規設定33件、面積16万602.52㎡、再設定3件、面積1万5, 817㎡、合計では36件、面積17万6, 419.52㎡であります。

それでは、戻りまして、2ページの5番から順にご説明いたします。なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間、及び10a当たり賃借料につきましては記載の通りですので、説明を省略させていただきます。

5番から13ページの36番までの32件は、相対でそれぞれ新規に利用権設定するものであります。

5番は、西大崎一丁目地内の農地1筆2, 062㎡。

6番は、東大崎一丁目地内の農地1筆1, 566㎡。

7番は、東大崎一丁目地内外の農地計4筆5, 133㎡。

8番は、籠場地内の農地2筆990㎡。

9番は、籠場地内の農地1筆931㎡。

10番は、籠場地内の農地5筆3, 061㎡。

11番は、籠場地内の農地3筆1, 899㎡。

4ページをお願いいたします。

12番は、籠場地内外の農地計9筆7, 507.61㎡。

13番は、中新地内の農地4筆3, 482㎡。

14番は、中新地内の農地7筆5, 346㎡。

15番は、中新地内の農地9筆5, 374㎡。

16番は、中新地内の農地5筆4, 739㎡。

6ページをお願いいたします。

- 17番は、中新地内の農地5筆5,020㎡。
18番は、中新地内の農地4筆3,181㎡。
19番は、中新地内の農地5筆4,001㎡。
20番は、中新地内の農地1筆990㎡。
21番は、飯田地内他の農地計8筆1万1,499.91㎡。
22番は、蝶名林地内の農地4筆1万0,713㎡。
8ページをお願いいたします。
23番は、荒沢地内の農地2筆3,243㎡。
24番は、荒沢地内の農地7筆8,050㎡。
25番は、荒沢地内の農地14筆1万5,808㎡。
26番は、笹岡地内の農地2筆5,918㎡。
27番は、長沢地内の農地1筆1,888㎡。
10ページをお願いいたします。
28番は、葎谷地内の農地2筆1,293㎡。
29番は、鶴田二丁目地内の農地1筆2,003㎡。
30番は、塚野目地内の農地2筆3,523㎡。
31番は、塚野目地内外の農地計6筆5,757㎡。
32番は、鶴田地内の農地3筆4,045㎡。
33番は、岩淵地内の農地21筆8,737㎡。
34番は、笹巻地内の農地1筆702㎡。
35番は、檜山地内の農地1筆2,946㎡。
36番は、檜山地内の農地9筆1万5,198㎡。

以上、32件は、相対で新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

次の37番、鹿峠地内の農地2筆3,996㎡は農地中間管理事業に伴い、新潟県農林公社が新規に利用権設定するものであります。

次の38番から14ページの40番での3件につきましては、再設定でありますので説明省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果の報告をお願いいたします。第3調査部会長は、会長代理の隣へ着席願います。

2番、阿部眞佐雄委員、お願いいたします。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会では、4月23日午前9時より、厚生福祉会館第2集会室において、野崎会長、佐藤会長代理出席のもと、会議を開催いたしました。事務局より、議案説明、日程説明を受け、全案件について意見決定を得て、午前11時27分に閉会いたしました。

ただいま意見を求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転4件、新規設定33件、再設定3件、合計件数40件、面積18万4,691.52㎡です。書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の39件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする1件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方ご発言をお願いいたします。なお、委員の質問等の発言につきましては、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

3番、小川委員。

3番（小川弘樹委員）

3番小川でございます。

議第1号の5番から22番まで〇〇〇〇様が借り受けられるとのことですが、背景などお聞かせいただけますか。

事務局（清水事務局長）

この〇〇〇〇さんにつきましては、これまでも利用権設定しております。10月頃に利用権設定が切れる方について通知を差し上げていて、再設定のため更新をしてくださいと通知を差し上げたのですが、お忘れになられていたようです。現実にはこの場所は〇〇〇〇さんの分についてはこれまでも利用権設定をされていて、期限が切れていたところをあらためて新規設定させていただいたとのことでございます。

その他の方につきましては、これまでご自身で対応されていたり、他の方をお願いしていたりとありましたが、それができなくなってしまい、あらためて5月から新規設定してほしいと申し出がありましたので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

3番（小川弘樹委員）

はい、ありがとうございます。

議長（野崎会長）

13番、清野委員。

13番（清野秀作委員）

今の問題の件ですが、経営面積が書いてありますが、それは変わらないということでしょうか。

事務局（清水事務局長）

今回、利用権設定を受けるものの、経営面積につきましては一度切れているので、今回利用権設定をすると、この分の面積が加わるという形になります。

以上でございます。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

13番（清野
秀作委員）

はい。

議長（野崎会長）

他にご意見はございませんか。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。

議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果の報告の通り、決するに異議はございませんか。

（『異議なし』の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議がないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配布計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配布計画（案）について』をご説明いたします。

16ページをご覧ください。

今月意見を求められる案件は、新規設定1点、面積3,996㎡であります。

一番左側の番号欄のカッコ内の記載しております番号は、先ほどご審議いただきました議第1号『農地用利用集積計画の承認について』に対応する番号となります。なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

1番は、鹿峠地内の農地2筆3,996㎡を、記載の借り受け人に新規に貸付を行いた

いというものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

本件につきましても質疑の前に、調査部会の調査結果を報告願います。

2番阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

第2号『農用地利用配布計画（案）に対する意見について』は、新規設定1件、合計件数1件、面積3,996㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方はご発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査・結果報告の通り、決めるにご意議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化を図る観点から、異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

18ページをご覧ください。

今月の申請は、8件で、合計面積1万0,574㎡であります。

17ページにお戻り願います。

1番は、東本成寺地内の農地1筆976㎡を、譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は10a当たり、約〇〇〇万円であります。

2番は直江町四丁目地内の農地1筆333㎡を、譲り受け人が経営規模の拡大を図る

ため、売買により取得するものであります。価格は10a当たり、〇〇〇万円であります。

3番は直江町四丁目地内の農地1筆333㎡を、譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は10a当たり、〇〇〇万円であります。

4番は直江町四丁目地内の農地1筆333㎡を、譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は10a当たり、〇〇〇万円であります。

5番は鶴田地内の農地2筆3,735㎡を、譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は10a当たり、約〇〇〇万円であります。

18ページをお願いいたします。

6番は須戸新田地内の農地2筆3,973㎡を、譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は10a当たり、約〇〇〇万円であります。

7番は尾崎地内の農地1筆515㎡を、譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は10a当たり、約〇〇〇万円であります。

8番は檜山地内の農地1筆376㎡を、譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は10a当たり、〇〇〇万円であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても調査部会の調査結果報告を願います。2番阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの8件、合計件数8件、面積1万0,574㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件などを全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。

議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なしの声」あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。事務局説

明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは議第4号『事業計画変更申請について』をご説明いたします。

19ページをご覧ください。

今月の申請は2件で、合計面積632㎡であります。

1番は東本成寺地内の農地1筆400㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものであります。場所につきましては、総合福祉センター西側300m付近で、500m以内に2つの医療施設があり、かつ申請地南側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては議第6号の1番で、地法第5条の許可申請がなされております。

2番は計画変更のみの申請で、平成22年1月18日付で、農外収入の確保のために、貸駐車場7台を整備する目的で許可を受けた、九之曾根地内の農地1筆232㎡について、貸駐車場の計画がなくなったことから、今後他の耕作地と合わせ農地として利用したいとするものであります。場所につきましては、国道8号栄荻島交差点南西150m付近の土地であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果をご報告願います。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は合計件数2件、面積632㎡で書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、農地転用をとまなう案件については立地基準及び一般基準を満たしており、また、農地での利用を目的とする案件については現在行っている農業経営の状況から問題ないものとして、いずれも承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方はご発言願います。

3番、小川委員。

3番（小川弘樹委員）

2番にて、貸駐車場をとということで転用を図っていたがその計画がなくなったので農地に戻すということですが、もともと第1種農地で許可されたということでしょうか。

事務局（清水事務局長）

これにつきましては、平成22年当時より前の昭和62年だったと思うのですが、当時

栄町の農業委員会が承認をし、県の方で許可をされた土地です。その土地を平成22年に今の方が農外収入の確保を図る、つまり、一度転用を受けた転用計画がなくなり、その時に事業計画変更申請がなされたわけでございます。自分の方で農外収入の確保を図るというため、おそらく昭和62年当時の許可の要件については、昔は若干甘く、第1種農地については第1種農地で変わりはないですが、周辺事業所の従業員の駐車場に貸し付けるといことで、出ていたものと考えておりますので、既存の施設の拡張に該当しているといことで、許可要件を満たし出されたものと考えております。今回事業計画にて借りて下さる予定だったところは、どうしても借りられないこととなり農地に戻したいといことで、申請人のほうは自作地9,352㎡で農業経営をおこなっておりますので経験であったり、機械であったりといった面から見て、やむをえないものという判断を、事務局としてはさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

3番（小川弘樹委員）

はい、ありがとうございます。

議長（野崎会長）

他にございませんか。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

20ページをご覧ください。

今月の申請は1件で、面積631㎡であります。

1番は下須頃地内の農地3筆631㎡をアパート1棟、物置1棟及び駐輪場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、国道8号上須頃南交差点北側350m付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果の報告を願います。

2番阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積631㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。なお、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですのでお諮りをいたします。

議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、決するにご異議ございませんか。

議長（野崎会長）

（「異議なし」の声あり）

それでは異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

23ページをご覧ください。

今月の申請は15件で、合計面積2万3,557㎡であります。

21ページにお戻りをお願いいたします。

1番は先ほどご審議をいただきました、議第4号『事業計画変更申請について』の1番でご説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

2番は西裏館二丁目地内の農地1筆951㎡を売買により取得し、宅地分譲地4区画の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は1㎡あたり約〇〇〇円あります。場所につきましては、第三中学校南側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

3番は西裏館三丁目地内の農地2筆1,968㎡を、売買により取得し、宅地分譲地8区画及び道路用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、裏館小学校北西300m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

4番は西本成寺二丁目地内の農地1筆330㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は1㎡当たり、約〇〇〇円あります。場所につきましては、国道8号直江町三丁目交差点東側500m付近で、500m以内に2つの医療施設があり、かつ申請時北側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

5番は直江町二丁目地内の農地1筆1,137㎡を売買により取得し、宅地分譲地6区画の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、済生会三条病院南西300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

22ページをお願いいたします。

6番は曲渕三丁目地内の農地2筆1,065㎡を売買により取得し、アパート2棟及び駐車場26台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、県立三条高等学校北側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

7番は平成30年1月の総会におきまして、農振農用区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。塚野目地内の農地2筆2,022㎡を売買により取得し、駐車場80台の用地として利用したいのでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、金属工業団地入口西側350m付近で、10ヘクタール以上の集団農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。なお、転用目的が既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

8番は柳場新田地内の農地1筆13㎡を贈与により取得し、住宅敷地拡張の用地として利用したいものであります。場所につきましては、主要地方道新潟・小須戸・三条線柳場交差点南東100m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

9番は西大崎二丁目地内の農地2筆214㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。

場所につきましては、〇〇〇〇南東100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

10番は下保内地内の農地1筆316㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、保内公園北東500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

11番は今井地内の農地2筆778㎡を売買により取得し、駐車場17台及び通路の用地として利用したいものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、済生会三条病院西側500m付近で、住宅、業務施設などが連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

12番は前谷内地内の農地1筆80㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものであります。場所につきましては、帯織駅南西500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

13番は桑切地内の農地1筆23㎡を贈与により取得し、南側既存雑種地36㎡と一体利用し、駐車場3台の用地として利用したいものであります。場所につきましては、下田中学校南西300m付近で、住宅等が連たんする区域内農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

14番は島川原地内の農地9筆1万2,314㎡を賃貸借権の設定により、砂利採取ため令和元年6月1日から令和3年2月28日まで一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、白山橋北東500m付近で、農振農用地区域内の農地であります。

15番は本年1月の総会におきまして、農振農用地区域の農業用施設用地として、軽微変更はやむを得ないものとして認めた案件であります。南中地内の農地1筆1,946㎡を賃貸借権の設定により西側既存山林1,190㎡を一体利用し、鶏舎3棟の用地として利用したものでございます。場所につきましては、飯田小学校南東1,000m付近で、農振農用地区域内の農地であります。転用目的が農地法第5条第2項のただし書きにある農業振興地域に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものであることから、農地転用の不許可の例外として該当するものと判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についての質疑の前に、調査部会の調査結果をご報告願います。

2番阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数15件、面積2万3,557㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、14番を除き、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断いたしました。
以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。

ご発言のある方はご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、14番を除く案件、合計14件については許可することとし、14番の案件については新潟県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第7号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』ご説明いたします。

24ページをご覧ください。

今月協議をお願いする案件は1件で、面積92㎡であります。

1番は笹岡地内の農地1筆92㎡について、耕作放棄により、周囲が山林等からの直接的な影響によって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとするものであります。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは本件についても質疑の前に、調査部会の調査結果を報告願います。

2番阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第7号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』は、合計件数1件、面積92㎡で、書類審査及び、現地確認結果などの詳細説明を受け、農地とし

て継続して利用ができないと見込まれることから、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとして、非農地と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方は、ご発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、決するにご意議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは異議ないものと認めます。

どうもありがとうございました。

第3調査部会長は、自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第8号『三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について』ご説明をいたします。

「議第8号参考」をご覧いただきたいと思います。

本審議会は、三条市における食育の推進と農業の振興に関する基本的な事項及び重要事項の調査及び審議をするために設置された組織であります。

現在、19番佐藤裕雄委員に審議会委員になっていただいているところでありますが、任期が今年4月30日に満了になることから、あらたに、委員1名の推薦依頼がまいつているところでございます。任期は2年間でございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

三条市食育推進及び、農業振興審議会委員1名については、いかがとりはからったらよいか、休息をして、自由な意見交換をお願いしたいと思います。

しばらくの間休息いたします。

（午前10時25分から午前10時27分まで休憩）

議長（野崎会長）

それでは、会議を再開いたします。休憩中の意見交換に基づき、「佐藤裕雄委員」が留任することで、異議ございませんか？

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、19番「佐藤裕雄委員」を推薦しますので、よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で、報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から第7号まで、続けて事務局より報告をお願いします。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。5月24日、午前9時から、厚生会館第3集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、31日、午前9時30分に開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間に渡って、ご審議いただきましてありがとうございました。

以上もちまして、定例総会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会